

SHOKOH MIYAKO

商工みやこ

●発行/みやこ町商工会

冬

平成23.2
No.6



みやこ町新年のあいさつ会
日時 平成23年1月6日
場所 みやこ町豊津公民館

町新年のあいさつ会

みやこ町新年のあいさ

みやこ町新年のあいさつ会

こ町新年のあいさつ

商工会法施行五十周年記念式典・全国大会を開催



天皇陛下のお言葉

十一月二十六日、商工会法施行五十周年記念式典・全国大会が、東京・日本武道館にて、全国一万人の商工会関係者が出席する中、天皇、皇后両陛下のご臨席を賜り、盛大に開催された。

本県からは、約三百三十名が参加し、国会議員をはじめ多くの来賓も会場へ駆けつけた。

天皇陛下は「近年の困難な経済状況に加え、過疎化や高齢化など、地域を取り巻く環境には非常に厳しいものがあります。これからの我が国の社会にとり、地域に根ざした商工会の幅広い活動は、ますます重要なものになってくると思います。」とお言葉を述べられた。

また、経営改善普及事業の功績者への表彰等が行われ、三団体並びに四名が経済産業大臣表彰、二団体並びに六名が中小企業庁長官表彰を受賞した。

記念式典に続いて開催された商工会全国大会では、国、地方自治体に対し、景気対策に向けた迅速な政策運営の推進と、商工会の役割の重要性を理解し、規模事業者支援等の拡充を要望した。

なお、今後商工会は、商工会法制定時の精神・原点に立ち返り、小規模企業の育成・支援はもとより、地域経済、地域社会への貢献のため商工会活動を強力に展開することとし「商工会は行きます。聞きます。提案します」をスローガンに会員満足向上運動を推進していくことになった。

次に、三項目を決意表明し決議された。

大会決意

- 景気対策の実行、中小・小規模企業対策の拡充
- 生活の場としての地方の活力の再生
- 巡回訪問の強化等による会員満足度の向上

町の未来について語る町長と青年部員との懇談会



懇談会の様子

去る10月21日、井上幸春町長と青年部員との懇談会が実施されました。

この懇談会は、井上町長より町内事業者の厳しい経営状況やみやこ町の産業振興等について、町内の若手事業者・後継者である青年部員との懇談をしたなどの話を受けて初めて実施されました。

井上町長と北山青年部長のあいさつに続いて懇談会がスタート、各テーブルに設けられた町長席では事業経営の厳しい状況や「みやこ町の未来」について世代や立場を超えて語り合う姿がとて印象的でした。

今回のような懇談会は初めての開催でしたが、日頃町長と話す機会の少ない青年部員にとっては新鮮だった様子、今後もこのような機会を通じて地域活性化に向けた協働と連携が図られることが期待されています。

平成23年度 税制改正の概要

平成22年度の改正は会員事業所に直接かかわる様なものはありませんでしたが、平成23年度は大幅な改正が実施されそうです。紙面の関係上、見出し程度でお知らせします。詳細は事務局にお尋ね下さい。

- 法人税率の見直し
 - ・法人税率30%→25.5%・中小法人軽減税率18%→15%
- 繰越欠損金の繰越期間の延長
 - 7年→9年(帳簿保存期間も9年に)
- 雇用促進税制の新設
 - 雇用に一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(増加一人当たり20万円)
- 給与所得控除の上限設定
 - 給与収入1,500万円超は一律245万円
 - 年収2,000万円超の役員給与等については更に縮減
- 成年扶養控除の見直し
 - 障害者・要介護認定者等就労困難な扶養親族、65才以上の高齢者、学生は控除対象
 - 給与収入568万円以下は控除適用
- 基礎控除の引き下げ
 - 現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数→3,000万円+600万円×法定相続人数

平成23年度～24年度は地方税もあわせてかなりの改正が行われます。

確定申告講習会開催



平成22年分所得税・消費税確定申告に向けた直前講習会が1月21日、商工会館2F研修室で開催された。講師は、9月から豊津税相の専任税理士に就任した宮田実税理士。平成22年分の改正点、平成23年に税制改正が行われる事項、決算・申告の手順、留意事項について約2時間、丁寧な講義が行われた。20名の参加者の皆さんも昼食後の眠い時間にもかかわらず熱心に耳を傾けていました。この号が届く頃にはすでに申告業務真只中ですが次の点には呉々もご注意をお願いいたします。

- ① 証憑書類(領収書等)の保存義務
 - 保存期間は7年間です。支払った領収書は保存しているが、自分が切った領収書の控えやレシエーター、売上に係る契約書が保存されていない事例も見受けられます。
- ② 農業所のある方
 - 平成22年分は個別所得補償(二反15,000円)がありますので、明細書または口座振込の確認をお願いします。

ご加入ありがとうございます 新規会員・貯蓄共済・福祉共済

商工会では、平成22年10月15日から11月30日の1カ月半に亘り、役員・振興委員・職員一丸となり、新規会員募集・商工貯蓄共済・全国商工会員福祉共済の一斉推進に取り組みました。推進にあたり、新規会員ご加入者には加入金免除、また貯蓄共済・福祉共済の一定ポイント以上獲得者に日帰りバスツアーのご招待を準備して取り組み、目標を大幅に達成することが出来ました。

ご加入者の皆様には、紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

去る1月23日(日)、お約束して行いました共済加入キャンペーン対象者に日帰りバスツアーを実施(冬の水郷柳川)し、80名の参加がありました。

参加者の皆さんは、まずは柳川の定番川下りを体験。冬の川下り名物「コタツ舟」に乗り込み、ゆらり流れる柳川情緒ある景色と船頭さんの趣ある歌声に酔いしれました。続いて一行はこれまた柳川グルメ名物の「鰻のせいり蒸し」を堪能。川下りで少し冷えた体もポッカポカになった様子。その後一行は柳川温泉や町中散策を満喫、参加者の皆さんからもとても楽し



柳川川下り



美味しい「柳川うなぎせいり蒸し」

かったとの声が寄せられるなど大好評でした。

商工会のスケールメリットを活かし、商工会が特に自信をもってお勧めしている商工貯蓄共済と福祉共済ですが、それぞれ皆様のお役にきつと立てるプランをご用意できます。まだご加入頂いてない皆様、是非一度ご検討してみたいかがでしょうか。ご不明な点等ありましたら職員が丁寧にご説明させて頂きますのでお気軽に商工会までお問い合わせください。

11月20、21日2日間にあたり「よってこ産業祭 in みやこ」第5回みやこ町産業祭」が役場厚川支所前で開催され、2日間とも好天に恵まれ昨年にならぬ内外の来場者で賑わいました。ステージでは、地域に関係のある親父バンドや大道芸を披露し地域の幼稚園や保育園の太鼓などで盛り上がりました。翌日のステージでは、マラソン大会終了後に毎年恒例の商工会青年部主催の大じゃんけん大会が開催され、協賛事業所から提供された豪華景品を興竹支部長の司会で大人も子供も熱狂して楽しんで参加していました。

青空広場では、青年部のヤマメの塩焼き、毎年恒例で大評判の女性部の天然だしうどんの販売を行いました。みやこ町内の各会員の12事業所が各店舗の販売促進活動並びにPRとして各商店の商品を販売しました。今後各会員の皆様のご協力と出店をお願いいたします。

よってこ産業祭 in みやこ

- ① 加入対象者の拡大
個人事業者の「共同経営者」で一定の要件を満たす方が、小規模企業共済に加入できることとなりました。
- ② 個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます(親族でなくても「共同経営者」であれば加入できます。一事業主2名まで)
- ③ 共同経営者とは
① 従事している事業が小規模事業であること
② 事業の経営において重要な意思決定をしていること、または事業に必要な資金を負担していること
③ 事業の執行に対する報酬を受けていること
- ④ 加入要件の見直し
小規模企業共済と中小企業退職金共済(中退金)の重複加入はできません。
- ⑤ 共済金(解約手当金)の請求事由の見直し
個人事業の法人成りが「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になりました。
- ⑥ 掛金納付月数の通算の対象拡大
配偶者または子に個人事業の全部を譲渡した場合に、契約者ご自身による「掛金納付月数」

小規模企業共済制度改正点！ 奥さん、息子さんも加入OK

- ① 加入対象者の拡大
個人事業者の「共同経営者」で一定の要件を満たす方が、小規模企業共済に加入できることとなりました。
- ② 個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます(親族でなくても「共同経営者」であれば加入できます。一事業主2名まで)
- ③ 共同経営者とは
① 従事している事業が小規模事業であること
② 事業の経営において重要な意思決定をしていること、または事業に必要な資金を負担していること
③ 事業の執行に対する報酬を受けていること
- ④ 加入要件の見直し
小規模企業共済と中小企業退職金共済(中退金)の重複加入はできません。
- ⑤ 共済金(解約手当金)の請求事由の見直し
個人事業の法人成りが「共済金A」から「準共済金または解約手当金」になりました。
- ⑥ 掛金納付月数の通算の対象拡大
配偶者または子に個人事業の全部を譲渡した場合に、契約者ご自身による「掛金納付月数」

会員さん紹介回覧板 「笑売の輪」 Vo.4



事業所名 佐藤ボーリング
代表者名 佐藤 竜司

店主よりひとこと

みなさんこんにちは。井戸ボーリング業、創業から42年の佐藤ボーリングです。近年水道の普及で井戸のない家が増えてきましたが、井戸水の素晴らしさも多くの目に見直されてきています。機械や工法も年々進歩して工期も短くなり、早くて完璧な仕事をもっと日に日々努力しています。井戸工事以外にも、ポンプ・配管・水道等、水に関する相談なら何でも気軽に御問合わせしてください。
ホームページ:http://www.geocities.jp/satou_boring/
今回は宮本石油さんにバトンタッチの予定です。

セーフティネット保証 期限延長 セーフティネット貸付

緊急経済対策資金等の申込み期限が平成23年3月31日となっていました。中小企業庁は、来年度以降の資金繰り支援ということで、借換保証や条件変更への積極的対応に加えてセーフティネット保証等の拡充を打ち出しています。県は国の方針に沿って「①指定業種の変更」「②売上高の減少について市町村の認定」が決まれば引き続き緊急経済対策資金等の制度は継続することになっています。3月末の「駆け込み」は、とりあえず必要なさそうです。

商品券の換金はお早目に！

本年度第2回目9月5日発売の商品券の使用期限が1月31日で終了しました。換金受付期限が2月末日までとなっていますので、お手持ちの商品券は早目に換金手続きをお願いいたします。

1月31日締切分までの換金率は、
・7月4日発売分98%
・9月5日発売分90.5%
前年の換金率をやや下回っていますが最終的に

は前年並の換金率になるのではと思います。
この場をおかりして、商品券事業にご協力頂いた事業所各位にお礼申し上げますと共に、23年度も引き続き、宜しくお願ひ致します。



事業所名 セブンイレブン
代表者名 井上 和樹

店主よりひとこと

日頃より当店をご利用頂きありがとうございます。セブンイレブン福岡勝山店は平成4年4月国道201号線旧勝山町役場前にオープンしました。代表者井上さんは旧勝山町商工会の青年部長、理事、副会長を歴任し、現在はみやこ町商工会理事として活躍して頂いております。また、11月からは後継者として、長男・晋太郎君が経営参加し、これを機会に益々活躍して頂きたいと思っております。



事業所名 有松木果樹園
代表者名 松木 正直

店主よりひとこと

桃、梨、ぶどう、いちじく等の果物を生産・直売しています。減農薬、有機質肥料使用等安全で美味しい果物作りをモットーにしています。

地域の皆様方のお陰で、果物は直売所でもほとんどお買い上げいただいています。園内は、花見等の散策が出来ます。また、フルーツ狩り(7月中旬~10月末)も楽しめます。フルーツ工房「えふ」では、食事、ケーキ、フルーツパフェが食べられます。

自然いっぱいの山里の中で、ゆっくりとおくつろぎいただけます。ご来園をお待ち致しています。
ホームページ:<http://www.matsuki-kajuen.com>
今回は、石橋総工業㈱さんにバトンタッチの予定です。

新規学校卒業者の求人
は、ハローワークへ！

平成23年3月の新規高等学校卒業予定者を対象とする県内企業からの求人状況は、平成22年7月末現在、前年同月比約11%減という昨年に続き厳しい状況となっています。企業の皆様におかれましては、新たに社会に出ようとする若者の雇用機会の確保・拡大を今一度ご検討いただき、求人のお申込をお願い申し上げます。詳しくは、ハローワーク行橋(学卒担当)にお尋下さい。

代表 ☎0930(三)八六〇九

掲示板
◎所得税・消費税の振替
納税日
・所得税 4月22日(金)
・延納分 5月31日(火)
・消費税 4月27日(水)
振替納税ご利用の方は、前日までに預金残高のご確認をお忘れなく。